

指 導 検 査 基 準（移 動 支 援）

○ 根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）

「都条例155」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

「都規則175」＝東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

「区地活実施要綱」＝練馬区地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日18練福地第1463号）

「区地活登録要綱」＝練馬区地域生活支援事業の事業者登録基準に関する要綱（平成20年7月31日20練福障第10330号）

「区移動支援要領」＝練馬区移動支援事業実施要領（平成18年10月1日18練福地第1636号）

「区地活登録要領」＝練馬区地域生活支援事業実施事業者登録要領（平成20年3月11日19練福障第11165号）

「障発1206001 通知」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する

基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方（観 点）	根 拠 法 令 等	備 考
第1 基本方針	(1) 移動支援事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った移動支援の提供に努めているか。 (2) 移動支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。 (3) 移動支援の事業は、屋外での移動が困難な障害者等に対する外出のための支援が必要と認められたものであって、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動など社会参加のための外出で、1日の範囲内で用務を終えるものとなっているか。（ただし、区長が特に必要があると認める者は除く。） (4) つぎのいずれかに該当する場合は、移動支援の事業の給付の対象としていないか。 ア 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 イ 通年かつ長期にわたる外出（就学児の通学支援・生活介護の送迎介助・就労継続支援B型の通所介助を除く。） ウ 社会通念上本事業を適用することが適当でない外出 エ 障害関係の施設や団体が実施するプログラムにおける職員の補佐を介助者が行わなければならないとみられる外出 オ 事業者が自ら実施する催し等のプログラムに参加させることを目的とした外出	区地活登録要綱第2条の2第1項 区地活登録要綱第2条の2第2項 令和7年4月24日付7福祉障発第222号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」（通知） 区移動支援要領第3条第1項および第4条 区移動支援要領第5条	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
第 2 人員に関する 基準		支援法第43条 第1項	
1 従業者	移動支援事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上となっているか。 また、従業者は資格を有しているか。 * 常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (一週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする))	区地活登録要綱 第4条 都条例155 第5条 規則175 第3条第1項第1号	
2 サービス提供責任 者	(1) 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら移動支援の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて、1人以上の者をサービス提供責任者としているか (この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる) 。ただし、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないものとする。 (2) (1) の事業の規模は、前3月の平均値としているか。 (ただし、新規に移動支援事業者として区の登録を受ける場合は、(1) の規模は推定数によるものとする。) (3) サービス提供責任者は、つぎのいずれかに該当する常勤の従業者から選任されているか。 ア 介護福祉士 イ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 (平成19 年法律第125 号) 附則第 2 条第 2 項の規定により行うことができることとされた同法第 3 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62 年法律第30 号) 第40 条第 2 項第 5 号の指定を受けた学校または養成施設において 6 月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修 (以下、「実務者研修」という。) を修了した者 ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修 (改正前の移動支援等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成18年厚生労働省告示第538 号。) 第 2 号に規定する 1 級課程) を修了した者 (以下、「 1 級課程修了者」という。) オ 居宅介護職員初任者研修 (移動支援等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成18 年厚生労働省告示第538 号。) 第 3 号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修) の課程を修了したものであって 3 年以上介護等の業務に従事した者 カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所および指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの。	区地活登録要綱 第5条第1項 都条例155第5条 都規則175第3条第1項 第2号 区地活登録要綱第5条 第2項 都規則175第3条第2項 障発1206001通知 第三1(2)	
3 管理者	移動支援事業者は、各移動支援事業所において、専ら当該移動支援事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、移動支援事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または当該移動支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。) 他の職務との兼務は適切か。	区地活登録要綱第6条 都条例155第6条	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
第 3 設備に関する基準			
1 設備および備品等	移動支援事業所には、移動支援の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、移動支援の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。 (1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が間仕切りする等明確に特定されているか。 (2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。 (3) 必要な設備および備品等を確保しているか。 (特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。)	区地活登録要綱第8条、第9条、第10条 支援法第43条第2項 都条例155第8条第1項 障発1206001通知 第三の2(1)～(4)	
第 4 運営に関する基準		支援法第43条第2項	
1 内容および手続の説明および同意	(1) 移動支援事業者は、支給決定障害者等が移動支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該移動支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 移動支援事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該移動支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26 年法律第45 号）第77条第1項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する移動支援の内容 ウ 当該移動支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 移動支援の提供開始年月日 オ 移動支援に係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。 移動支援事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。	区地活登録要綱第12条 都条例155第13条第1項 都条例155第13条第2項 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第三(1)	
2 契約支給量の報告等	(1) 移動支援事業者は、移動支援の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者およびその事業所の名称、当該サービスの内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりのサービス提供量（契約支給量）、契約日等の必要事項（受給者証記載事項）を記載しているか。 また、当該契約に係る移動支援の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した移動支援の量を記載しているか。 (2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。 (3) 移動支援事業者は、移動支援の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区に遅滞なく報告しているか。 (4) 移動支援事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区に遅滞なく報告しているか。	区地活登録要綱第13条 都条例155第14条第1項 障発1206001通知 第三(2) 都条例155第14条第2項 都条例155第14条第3項 都条例155第14条第4項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
3 提供拒否の禁止	移動支援事業者は、正当な理由がなく、移動支援の提供を拒んでいないか。 特に障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは、 (1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じられない場合 (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常事業の実施地域外である場合 (3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な移動支援を提供することが困難な場合 (4) 入院治療が必要な場合 をいう。	区地活登録要綱第14条 都条例155第15条 障発1206001通知 第三の3(3)	
4 連絡調整に対する協力	移動支援事業者は、移動支援の利用について区または相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。	区地活登録要綱第15条 都条例155第16条 障発1206001通知 第三の3(4)	
5 サービス提供困難時の対応	移動支援事業者は、移動支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な移動支援を提供することが困難であると認める場合は、他の移動支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	区地活登録要綱第16条 都条例155第17条	
6 受給資格の確認	移動支援事業者は、移動支援の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。	区地活登録要綱第17条 都条例155第18条	
7 移動支援事業費の支給の申請に係る援助	(1) 移動支援事業者は、移動支援事業費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 移動支援事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う移動支援事業費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。	区地活登録要綱第18条 都条例155第19条第1項 都条例155第19条第2項	
8 心身の状況等の把握	移動支援事業者は、移動支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	区地活登録要綱第19条 都条例155第20条	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 移動支援事業者は、移動支援の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。 (2) 移動支援事業者は、移動支援の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	区地活登録要綱第20条 都条例155第21条第1項 都条例155第21条第2項	
10 身分を証する書類の携行	移動支援事業者は、移動支援事業所の従業者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該移動支援事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	区地活登録要綱第21条 都条例155第22条 障発1206001通知 第三の3(8)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
11 サービスの提供の記録	(1) 移動支援事業者は、移動支援を提供した際は、当該移動支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。	区地活登録要綱第22条 都条例155第23条第1項 障発1206001通知 第三の3(9)	
	(2) 移動支援事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から移動支援の提供を受けたことについて確認を受けているか。	区地活登録要綱第22条 都条例155第23条第2項	
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 移動支援事業者が移動支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限りされているか。13の(1)から(3)に規定する額の他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。	区地活登録要綱第23条 都条例155第24条第1項 障発1206001通知 第三の3(10)	
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 移動支援事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、つぎの要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ア 移動支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その使途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。	区地活登録要綱第23条 都条例155第24条第2項	
13 利用者負担額等の受領	(1) 移動支援事業者は、支給決定障害者等から当該移動支援に係る利用者負担額(区地活実施要綱第52条で規定する額)の支払を受けているか。	区地活登録要綱第24条 区地活実施要綱第52条 都条例155第25条第1項	
	(2) 移動支援事業者は、(1)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において移動支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。	都条例155第25条第3項	
	(3) 移動支援事業者は、(1)から(2)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。	都条例155第25条第4項	
	(4) 移動支援事業者は、(2)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。	都条例155第25条第5項	
14 利用者負担額に係る管理	移動支援事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該移動支援事業者が提供する移動支援を受けたときは、当該移動支援の利用に要する費用基準額から当該移動支援および他の移動支援等につき地活実施要綱第52条の規定により算定された移動支援事業費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。 この場合において、当該移動支援事業者は、利用者負担額合計額を区に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の移動支援を提供した移動支援事業者等に通知しているか。	区地活登録要綱第25条 区地活実施要綱第52条 都条例155第26条	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
15 移動支援の基本取扱方針	(1) 移動支援は、漫然かつ画一的に提供されることのないよう、個々の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。 (2) 移動支援事業者は、提供された移動支援については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、移動支援計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。	区地活登録要綱第26条 都条例155第28 条 第1 項 社会福祉法第78条 都条例155第28条第2項 障発1206001通知 第三の3 (14)	
16 移動支援の具体的取扱方針	移動支援事業所の従業者が提供する移動支援の方針は次に掲げるところとなっているか。 (1) 移動支援の提供に当たっては、移動支援計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。 (2) 移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、移動支援の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 また、上記については、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めているか。 なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向をサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めているか。 (3) 移動支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意志決定の支援に配慮しているか。 意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。 ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。 イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。 ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思および選好を推定する。 (4) 移動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、常に新しい技術を習得する等、適切な介護技術をもって移動支援の提供を行っているか。 (5) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。	都条例155第29条第1項 第1号 都条例155第29条第1項 第1号 障発1206001 通知 第三の3 (15) 都条例155第10条第5項 第2号 障発1206001 通知 第三の3 (15) 区地活登録要綱第27条 都条例155第29条第1項 第3号 都条例155第29条第1項 第4号	
17 移動支援計画の作成	(1) サービス提供責任者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、事前に具体的な移動支援の内容等を記載した移動支援計画を作成しているか。 (2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画等を踏まえて、当該移動支援事業所以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含め、移動支援計画の原案を作成し、移動支援計画に基づく支援を実施しているか。	区地活登録要綱第28条 都条例155第10条第2項 障発1206001通知 第三の3 (16)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	(3) サービス提供責任者は、移動支援計画の目標や内容等について、利用者およびその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 (4) 移動支援計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、移動支援の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しているか。 (5) サービス提供責任者は、移動支援計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族に当該移動支援計画を遅滞なく交付しているか。 (6) サービス提供責任者は、移動支援計画作成後においても、当該移動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該移動支援計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが移動支援計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。 (7) 移動支援計画に変更のあった場合、(1)から(5)の規定に準じて取扱っているか。 (8) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。	障発1206001通知 第三の3(16) 障発1206001通知 第三の3(16) 都条例155第10条第3項 障発1206001通知 第三の3(16) 都条例155第10条第4項 障発1206001通知 第三の3(16) 都条例155第10条第4項 都条例155第10条第5項	
18 同居家族に対するサービス提供の禁止	移動支援事業者は、移動支援事業所の従業者が利用者の同居の家族である場合、当該利用者に対する移動支援の提供をさせてはいないか。	区地活登録要綱第29条 都条例155第31条	
19 緊急時等の対応	移動支援事業所の従業者が現に移動支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	区地活登録要綱第30条 都条例155第32条 障発1206001通知 第三の3(17)	
20 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	移動支援事業者は、移動支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって移動支援事業費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。	区地活登録要綱第31条 都条例155第33条	
21 管理者およびサービス提供責任者の責務	(1) 移動支援事業所の管理者は、当該移動支援事業所の従業者および業務の管理を一元的に行っているか。 (2) 移動支援事業所の管理者は、当該移動支援事業所の従業者に、区地活登録要綱第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 (3) サービス提供責任者は、17に規定する業務のほか移動支援事業所に対する移動支援の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の移動支援の管理等を行っているか (4) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。	区地活登録要綱第32条 都条例155第9条第1項 区地活登録要綱第32条 都条例155第9条第2項 区地活登録要綱第32条 都条例155第10条第1項 都条例155第10条第5項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
22 運営規程	移動支援事業者は、17 に規定する業務のほか、各移動支援事業所において、つぎに掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 (1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 営業日および営業時間 (4) 移動支援の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項	区地活登録要綱第33条 都条例155第11条	
23 勤務体制の確保等	(1) 移動支援事業者は、利用者に対する適切な移動支援の提供を確保し、各移動支援事業所において、当該移動支援事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。 (2) 移動支援事業者は、各移動支援事業所において、当該移動支援事業所の従業者によって移動支援を提供しているか。 移動支援事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。 (3) 移動支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該移動支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。 (4) 移動支援事業者は、適切な移動支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	区地活登録要綱第34条 都条例155第12条第1項 障発1206001通知 第三の3（22） 都条例155第12条第2項 障発1206001通知 第三の3（22） 都条例155第12条第3項 障発1206001通知 第三の3（22） 都条例155第12条第4項 障発1206001通知 第三の3（22）	
24 業務継続計画の策定等	(1) 移動支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する移動支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 移動支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。 (3) 移動支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	都条例155第12条の2 第1項 障発1206001通知 第三の3（23） 都条例155第12条の2 第2項 障発1206001通知 第三の3（23） 都条例155第12条の2 第3項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
25 衛生管理等	(1) 移動支援事業者は、移動支援事業所の従業員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 移動支援事業者は、移動支援事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。 手指を洗淨するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 (3) 移動支援事業者は、当該移動支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、つぎの各号に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 イ 感染症の予防およびまん延を防止するための指針を整備しているか。 ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。	区地活登録要綱第35条 都条例155第34条第1項 区地活登録要綱第35条 都条例155第34条第2項 障発1206001通知 第三の3(24) 都条例155第34条第3項 規則175 第4条の2 障発1206001通知 第三の3(24)	
26 掲示	移動支援事業者は、移動支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等(備え付けによる閲覧も可)しているか。	区地活登録要綱第36条 都条例155第35条	
27 身体的拘束等の禁止	(1) 移動支援事業者は、移動支援の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないか。 (2) 移動支援事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびにやむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 (3) 移動支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、つぎに掲げる措置を講じているか。 ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。	区地活登録要綱第36条 の2第1項 区地活登録要綱第36条 の2第2項 障発1206001 通知 第三の3(26) 都条例155第35条の2 第3項 規則175第4条の3 障発1206001 通知 第三の3(26)	
28 秘密保持等	(1) 管理者および移動支援事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 移動支援事業者は、管理者および従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 移動支援事業者は、他の移動支援事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。	区地活登録要綱第37条 都条例155第36条第1項 都条例155第36条第2項 都条例155第36条第3項	
29 情報の提供等	(1) 移動支援事業者は、移動支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該移動支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 (2) 移動支援事業者は、当該移動支援事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。	区地活登録要綱第38条 都条例155第37条第1項 都条例155第37条第2項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
30 利益供与等の禁止	(1) 移動支援事業者は、他の移動支援事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該移動支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	区地活登録要綱第39条 都条例155第38条第1項	
	(2) 移動支援事業者は、移動支援事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	区地活登録要綱第39条 都条例155第38条第2項	
31 苦情解決	(1) 移動支援事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための相談窓口、苦情解決の体制および手順等その他の必要な措置を講じているか。	区地活登録要綱第40条 都条例155第39条第1項	
	(2) 移動支援事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。	都条例155第39条第2項	
	(3) 移動支援事業者は、その提供した移動支援に関し、区地活実施要綱第114条の規定により練馬区が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは移動支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区が行う調査に協力し、当該区から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	区地活実施要綱第114条 都条例155第39条第3項	
	(4) 移動支援事業者は、その提供した移動支援に関し、支援法第81条第1項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは移動支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	支援法第81条第1項 都条例155第39条第4項	
	(5) 移動支援事業者は、都道府県知事、区から求めがあった場合には、(3) および(4) の改善の内容を都道府県知事、区に報告しているか。	都条例155第39条第5項	
	(6) 移動支援事業者は、社会福祉法第85 条の規定による運営適正化委員会が行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。	都条例155第39条第6項	
32 事故発生時の対応	(1) 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区および当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、区への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出 カ 感染症の発生 キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの	区地活登録要綱第41条 障発1206001通知 第三の3（30） 令和7年4月24日付7福祉 障発第221号「施設・事業 所における事故等防止 対策の徹底について」 （通知）	
	(2) 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	区地活登録要綱第41条 都条例155第40条第2項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
33 虐待等の禁止	移動支援事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 当該移動支援事業所においては、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	区地活登録要綱第41条の2 都条例155第40条の2 規則175第4条の4 令和7年4月24日付7福祉障施第222号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」(通知)	
34 会計の区分	移動支援事業者は、登録事業所ごとに経理を区分するとともに、移動支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	区地活登録要綱第42条 都条例155第41条	
35 記録の整備	(1) 移動支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。 (2) 移動支援事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、少なくともつぎに掲げる記録をその完結の日から5年間保存しているか。 ア 11 に規定する移動支援の提供に係る記録 イ 17 に規定する移動支援計画 ウ 27 に規定する身体拘束等の記録 エ 31 に規定する苦情の内容等に係る記録 オ 32 に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 カ 20 に規定する区への通知に係る記録	区地活登録要綱第43条第1項 区地活登録要綱第43条第2項 都条例155第42条第2項 障発1206001通知第三の3(33)	
第5 届出等			
1 都知事への事業開始届および変更の届出	移動支援事業者は、移動支援を開始しようとするときに、支援法施行規則第66条第1項各号に掲げる事項を都知事に届け出ているか。また、事業開始後、これらの事項に変更があったときは、変更の日から1月以内に、その旨を都知事に届け出ているか。 移動支援事業者が変更の届出を要する事項 1 事業の種類および内容 2 経営者の氏名および住所(法人であるときは、その名称および主たる事務所の所在地) 3 条例、定款その他の基本約款 4 職員の定数および職務の内容 5 主な職員の氏名および経歴 6 事業を行おうとする区域 (区の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該区の名称を含む。) 7 障害福祉サービス事業、地域生活支援センターを運営する事業または福祉ホーム事業を運営するものにあつては、当該事業の用に供する施設の名称、種類(短期入所を行おうとする場合に限る。)、所在地および利用定員 8 事業開始の予定年月日	支援法第79条 第2項および第3項 支援法施行規則第66条 第1項および第67条	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
2 区長への変更の届出	移動支援事業者は、登録事項に変更が生じたときは、地域生活支援事業者登録変更届出書（区地活登録要領第6号様式）により速やかに区長に届け出ているか。 移動支援事業者が変更の届出を要する事項 1 事業者名(法人名) 2 事業者の代表者 3 事業者の所在地・連絡先 4 事業所名 5 事業所の所在地・連絡先 6 事業所の管理者氏名 7 サービス提供責任者氏名 8 運営規程 9 その他（勤務体制等）	区地活登録要領第5条	
第6 移動支援事業費の算定および取扱い			
1 基本事項	移動支援の利用に要する費用の額は、つぎに掲げる区分ごとに、区移動支援要領の別表により定める単価とし、当該支給決定障害者等にサービスを提供した1月の単価の合計額から利用者負担金（報酬単価に基づき算出した額の100分の10（利用者負担が上限月額を超える場合は、原則として当該上限月額までの負担とする。）とする。）を差し引いた額を算定しているか。 ア 身体介護がある場合 30分未満 2,700円 30分以上1時間未満 4,300円 1時間以上1時間30分未満 6,200円 1時間30分以上2時間未満 7,100円 2時間以上2時間30分未満 8,000円 2時間30分以上3時間未満 8,900円 3時間以上 8,900円に所要時間3時間から計算して所要時間30分増すごとに900円を加算した単価 イ 身体介護がない場合 30分未満 1,100円 30分以上1時間未満 2,100円 1時間以上1時間30分未満 2,900円 1時間30分以上 2,900円に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに750円を加算した単位数	区移動支援要領第15条 <	